⑶　合併・分社・廃業　有資格者に合併、分社又は廃業があった場合は、「競争契約参加資格審査申請書変更届」に添付書類各１部を添え、別記に掲げる場所に郵送により提出すること（変更届の入手方法は、申請書と同じ。）。

別記　郵送による提出場所

前記２⑷の①、③及び④に申請を希望する者　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（東京本部）　経理部　財務課　〒105―0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番１号　虎ノ門ツインビルディング　電話03―6758―8157（ダイヤルイン）

前記２⑷の②及び⑤に申請を希望する者　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　九州支部総務部契約課　〒812―0011 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号　大博センタービル　電話092―411―7832（ダイヤルイン）

競争参加者の資格に関する公示

小石原川ダム導水施設建設工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 26 年 12 月 19 日

独立行政法人水資源機構

理事長　甲村　謙友

◎調達機関番号　563　◎所在地番号　11

１　工事名　小石原川ダム導水施設建設工事

２　工事場所　福岡県朝倉市江川地内他

３　工事内容

【設計業務】

・導水路トンネル　１式

【土木工事】

・導水路トンネル　約５㎞

・放流工　１式

・取水工　１式

４　工期　契約締結の翌日から平成31年10月31日まで

５　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）の受付期間　平成26年12月19日から平成27年１月23日まで。ただし、持参する場合は、上記期間の「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日10時から17時まで（12時10分から13時までを除く。）。

なお、平成27年１月26日以降当該工事に係る開札の時までにおいても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「一般競争参加資格審査申請書（建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成26年12月19日から　〒330―6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２（ランド・アクシス・タワー内）　独立行政法人水資源機構経営企画本部技術管理室契約企画課　電話048―600―6534（直通）、ＦＡＸ048―600―6588において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し⑴に示す申請書の交付場所に郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法に限る。）又は持参により提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書（７⑼の条件を満たすものに限る。）

②　７⑹の要件を満たすことが判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。）

③　すべての構成員の経営事項審査結果通知書の写し（平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請時に提出したものと同一のもの。）

⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査　以下の⑴の各号に該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び⑵から⑽までに掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　次に掲げる条件に該当しない者であること。

①　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

②　独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本入札公告の日から過去２年以内に次の㋐から㋗までのいずれかに該当する事実があると認められる者

㋐　契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実

㋑　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実

㋒　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実

㋓　監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実

㋔　正当な理由なくして契約を履行しなかった事実

㋕　受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実

㋖　㋐から㋕までのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した事実

③　機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息が生じ、これを支払っていない者

④　会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑤　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑥　営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

⑦　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）

なお、届出の義務を履行しているか否かを確認するため、総合評定値通知書の写しを提出すること。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑵　機構から『工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）』に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、同措置要領別表第１の措置要件に該当することによる指名停止については、資格があると認定を行うことがある。

⑶　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連を有する建設業者でないこと。

⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、水資源機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑸　特定建設共同企業体の構成　機構における土木一式工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者で、資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上の者２者により結成される特定建設工事共同企業体であること。

⑹　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次の要件を満たす者とする。

①　構成員のうち１社が、平成11年４月１日から本工事における申請書の提出期限までに元請として完成し、引渡しが完了した同種工事㋐の要件を満たす工事の施工実績を有するとともに、その他の構成員は、平成11年４月１日から本工事における申請書の提出期限までに元請として完成し、引渡しが完了した同種工事㋑の施工実績を有すること。

なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

（同種工事として認める施工実績の要件）